

第 8 章 環境影響評価の項目の選定にあたっての知事の助言

第8章 環境影響評価の項目の選定にあたっての知事の助言

大月バイオマス発電事業では、環境影響評価の項目等の選定を行うにあたり、山梨県環境影響評価条例（平成25年3月 条例第24号）第14条第2項の規定による知事の技術的助言を求めなかった。

